

## 指定居宅介護支援事業利用重要事項説明書

あなたに対する指定居宅介護支援事業利用サービス提供開始にあたり、指定居宅介護支援事業運営規程に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1、事業者

事業所の名称	医療法人 久和会 うぶすな居宅介護サービス
事業所所在地	佐賀県神埼市神埼町永歌1021
法人の種別	医療法人
事業所代表者氏名	理事長 和田 達郎
電話番号	0952-52-8990
FAX番号	0952-52-3290

### 2、御利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		佐賀県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	H12年4月1日	4151180017	75人
居宅	通所リハビリ	H12年4月1日	4151180017	25人
	短期入所療養介護(老健)	H12年4月1日	4151180017	5人
居宅介護支援事業		H12年4月1日	4151180017	

### 3、事業の目的及び運営方針

<p>1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。</p> <p>2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>4 事業の運営に当たっては、市町村等保険者（以下「保険者」という）、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター等との連携に努めます。</p>
---

4, 職員の職種, 人数及び職務内容

職員の職種	員数	区分				職務内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			
介護支援専門員	1	1				
事務員	1		1			

5, 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日まで (但し、国民の祝日・夏季休暇・年末年始を除く)
営業時間	8時30分～17時30分まで

6, ケアサービスの提供方法及び内容

計画の作成	指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、居宅サービス計画を利用者の希望に沿って作成します。
問い合わせ又は利用申し込み方法	指定居宅介護支援の提供に関する問い合わせ又は利用申込は、電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。
提供拒否の禁止	正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒否はいたしません。
サービス提供困難時の対応	事業の実施地域によっては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる場合があります。
受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その人の提示する被保険者証（資格者証を含む）によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確認させていただきます。
要介護認定申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定の申請の援助を行います。</li> <li>要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行います。</li> </ul>
介護支援専門員の身分証明書の提示	介護支援専門員には、身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から身分を証する書類を求められたときは、これを提示します。

7, 介護保険給付サービス

居宅サービス計画の作成	
居宅サービス事業者との 連絡調整	
介護保険給付管理業務	
要介護認定等の申請の援助	

8, 利用料及びその他の費用 (別紙1)

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	
法定代理受領でない場合	

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
交 通 費	利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費を請求します。 神崎市郡以外の地域 2, 0 0 0 円

9, 通常の事業の実施区域

事業の実施区域	通常の実施地域は神崎市・神埼郡吉野ヶ里町、及びその近郊
---------	-----------------------------

10, 苦情申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者	小林秀紀 大岡佳樹 原佳代
	ご利用時間	月曜日から土曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	ご利用方法	電 話 0 9 5 2 - 5 2 - 8 9 9 0 面 接 相談室 苦情箱 施設内に設置
他機関相談窓口	佐賀中部広域連合 0 9 5 2 - 4 0 - 1 1 3 1 佐賀市白山2丁目1-12 (佐賀商工ビル5階) 月曜日から金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 佐賀県国民健康保険団体連合会 0 9 5 2 - 2 6 - 1 4 7 7 佐賀市呉服元町7-28 (佐賀県国保会館) 月曜日から金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	

11, 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

## 1 2, 具体的取扱い方針

<p>居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が有する能力やその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。</p>
<p>利用者に提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。</p>
<p>指定居宅介護支援については利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業所等の照会を求めることができます。また利用者は介護支援専門員に対し、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。</p>
<p>居宅サービス計画に基づいた指定サービス等の提供について、保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。</p>
<p>居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行いながら、居宅サービス計画の実施状況により利用者の必要に応じた居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p>
<p>利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を利用者あるいは家族より当該病院または診療所に伝えていただくようご協力をお願いいたします。</p>
<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図ります。</p>
<p>介護保険施設等から退院又は退所しようとする場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。</p>
<p>居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスが必要な場合は、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りです。医療サービス以外の指定居宅サービス等が必要な場合は、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、これを尊重します。</p>
<p>利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。</p>
<p>居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画を作成します。</p>
<p>当事業所の居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況については、別紙2 のとおりです。</p>

### 1 3, 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。また契約が終了した後も同様です。

利用者及び家族の個人情報を用いる場合は事前に文書による同意を得た上で、下記に挙げる理由に限り使用できるものとします。

- 1、要介護・要支援認定調査及び居宅サービス計画の内容について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
- 2、主治医等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。
- 3、サービス担当者会議などサービス提供上情報を用いる必要がある場合。

### 1 4, 事故発生時の対応

利用者に対して、居宅介護支援を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

### 1 5, 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する下記の措置を講じます。

虐待防止委員会の開催	年に1回、委員会を開催し、内容を周知徹底します
高齢者虐待防止のための指針の整備	
虐待防止研修の実施	年に1回、研修会を実施します。
専任担当者の配置	担当者 … 管理者

### 1 6. ハラスメント対策

・事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

・利用者、家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

### 1 7. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は、感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

感染症の予防及びまん延防止のための委員会の開催	6カ月に一回以上開催し、内容を周知徹底します
感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備	
感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練の実施	年に1回以上、研修・訓練を実施します。

#### 18. 身体的拘束等の適正化の推進

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこととします。</li><li>・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととします。</li></ul> |
|---|

#### 19. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます	
--	--

感染症及び非常災害に係る業務継続計画の策定	
-----------------------	--

感染症及び非常災害に係る研修及び訓練の実施	年に1回以上、研修・訓練を実施します。
-----------------------	---------------------

感染症及び非常災害の見直し、必要に応じ変更	年に1回以上、見直しを行い、必要に応じ変更します。
-----------------------	---------------------------

私は、本書面に基づいて当施設職員（職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ ） から上記重要事項の説明を受け内容を確認し、了解しましたので同意します。

当事業所が提供する介護支援に係る、利用者、利用者の家族、その他必要な家族に関する個人情報はサービス担当者会議等の利用目的の範囲内で、介護サービス事業者等の連帯機関へ提供することを同意します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

利用者の家族 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

(別紙1)

【利用料】

居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示上の額とし、利用者からの利用料の支払いは受けないものとします。

〈料金〉

① 居宅介護支援費 【1月につき】

居宅介護支援費 (I)	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費 (i) 取扱件数 45 件未満	10,860 円/月	14,110 円/月
居宅介護支援費 (ii) 取扱件数 45 件以上 60 件未満	5,440 円/月	7,040 円/月
居宅介護支援費 (iii) 取扱件数 60 件以上	3,260 円/月	4,220 円/月
居宅介護支援費 (II) ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員を配置		
居宅介護支援費 (i) 取扱件数 50 件未満	10,860 円/月	14,110 円/月
居宅介護支援費 (ii) 取扱件数 50 件以上 60 件未満	5,270 円/月	6,830 円/月
居宅介護支援費 (iii) 取扱件数 60 件以上	3,160 円/月	4,100 円/月

- ※1 業務継続計画未実施の場合 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算  
(令和7年3月31日までの間は減算なし)
- ※2 高齢者虐待防止措置未実施の場合 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
- ※3 身体拘束廃止未実施の場合 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
- ※4 同一建物に居住する利用者へのマネジメント 所定単位数の95%を算定
- ※5 運営基準減算 所定単位数の50%、2ヶ月以上継続の場合100%減算
- ※6 特定事業所集中減算 1月につき2,000円

② 初回加算 (変更なし) 3,000円/月

③ 入院時情報連携加算 【1月に1回を限度】

イ 入院時情報連携加算 (I)	2,500円
ロ 入院時情報連携加算 (II)	2,000円

④ 退院・退所時連携加算 【入院または入所期間中につき1回を限度】

イ 退院・退所加算 (I) イ	4,500円
ロ 退院・退所加算 (I) ロ	6,000円
ハ 退院・退所加算 (II) イ	6,000円
ニ 退院・退所加算 (II) ロ	7,500円
ホ 退院・退所加算 (III)	9,000円

⑤ 通院時情報連携加算 【1月に1回を限度】 500円/月

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合

(別紙2)

① 令和6年9月1日～令和7年2月末日に当事業所が作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

<u>訪問介護</u>	<u>6.2%</u>	<u>地域密着型通所介護</u>	<u>12.7%</u>
<u>通所介護</u>	<u>18.6%</u>	<u>福祉用具貸与</u>	<u>68.0%</u>

② 令和6年9月1日～令和7年2月末日に当事業所が作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

<u>訪問介護</u>		<u>地域密着型通所介護</u>	
・セントケア吉野ヶ里	<u>89.5%</u>	・デイサービス は一とふる	<u>56.4%</u>
・訪問介護バルーン	<u>10.5%</u>	・デイサービス あやべ	<u>43.6%</u>

<u>通所介護</u>		<u>福祉用具貸与</u>	
・デイサービスセンターすずらん	<u>19.3%</u>	・ケアサポート九州	<u>21.6%</u>
・デイサービスセンターかんざき清流苑	<u>19.3%</u>	・フロンティア	<u>13.9%</u>
・きらめき新郷	<u>14.0%</u>	・エヴァ佐賀	<u>13.9%</u>